にっぽうニュース

（令和4年4月25日）

① 特許の活用

（1）特許発明の実施（製造・販売）を独占

（2）権利侵害に対して差止請求・損害賠償請求

（3）他社に実施許諾してライセンス料収入

（4）自社の強みの明確化

（5）発明者の表彰など社内活性化

（6）大手企業との協力関係

（7）補助金申請に利用

（8）特許権の譲渡

こちら特許部

NIPPO（ニッポウ）日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

☎ 029-228-5622

✉ info@nippo-patent.jp